

移動の手ごりするよりえー講 IN 備中

グループ討議 B 班

参加者 9名

新見市	事業者	NPO 法人	移動ネットおかやま副理事長
倉敷市	利用者	NPO 法人	かめかめ福祉移送
新見市	移動ネットおかやま	事務局	
倉敷市	事業者	NPO 法人	さくら福祉移送
赤磐市	事業者	NPO ライフサポート陽だまり	
倉敷市	倉敷市	市民活動推進室	
倉敷市	運転者	NPO 法人	かめかめ福祉移送
倉敷市	運転者	NPO 法人	かめかめ福祉移送
倉敷市	事業者	倉敷ライフ・ケア	

テーマ

- 1 運行と運転者
- 2 接遇
- 3 利用と利用料金

司会 深井 移動ネットおかやま副理事長

記録 加藤 移動ネットおかやま事務局

討議の内容

利用者

介護サービスを受けており、その中から福祉移送を利用するように進められて利用するようになった。

運転者

運転の依頼を受けたとき、特に用事がない限り引き受けている。

運転者

利用料金がタクシーと同じではなく、昨年のように燃料代が高騰すると採算が合わなくなるがどうしているのか。

国は、エコカーやハイブリッドカーの導入に力を入れてほしい。

事業者

エコカーやハイブリッドカーは、車両価格が高く事業者としては導入が難しい。船舶振興会の助成制度もハイブリッドカーやエコカーは対象となっていない。国において力を入れていただきたい。

事業者

全タクシー業者が値上げをすれば福祉移送も 2 分の 1 をあげられることになるが、値上げは

なかなか難しい。

事業者

航空会社のように燃料サーチャージ制度があれば燃料の高騰分を転嫁できるが。

事業者

非営利が前提であり、ガソリン代に連動することは難しい。

サーチャージ制度が導入されればよくなるが。

事業者

無償のボランティアが原点であり、それが法の改正により制度化され、「ドア・ツー・ドア」で利用者に受け入れられている。これがなければ利用者に受け入れられない。

事業者

利用者には障害者、介護認定者などの制限がある。

運転者

将来、高齢になり、運転免許証を返納しなければならない事態がくると思うが、そのとき利用できるのだろうか。運転することに生きがいを持っている方もおられる。

運転者

福祉移送の車両の側面には「福祉移送」の看板を書いてあるが、後ろには書いてなく、利用者が乗っておられるときは、ゆっくり運転しており、追越をかけられ危険などときがある。車両の後ろにそうした表示をし、一般ドライバーのモラルを意識させるようなことはできないか。

事業者

車両の両側には、表示の義務付けがあるが、後ろには義務付けがないので表示していない。移動ネットおかやまなどで提案し、呼びかけることはできる。

事業者

高齢者の自動車の運転免許の更新講習で、認知症検査が義務付けられ、運転ができないと判定されても、免許証の返納は本人の意思によらなければならないが、今は3%の方でも将来増えてくれば移動の足が確保できるのか。また、こうした方は運転することが生きがいでもある。

事業者

今後高齢の運転者を福祉移送の運転者に依頼する場合どうするかである。

利用者

介護保険利用の際、進められて福祉移送と介護タクシーの両方を利用し、将来利用の手段を確保している。

事業者

将来増えてくる高齢の運転者が免許証の返納をした場合の移送をまかなうことは難しい。

運転者

倉敷市内では、介護タクシーを止め、福祉移送を行っている業者もある。

事業者

ガソリン代が1リットル180円台に入ったとき、止めようとも思ったが、困っておられる方がおられることを思うとそうもいかず続けている。

事業者

鳥取市では、福祉移送の立ち上げ時の経費の助成を始めている。

事業者

国は、国土交通省だけでなく、厚生労働省の考えも入れた政策を考えなければならない。福祉の政策が必要だ。

事業者

仮に利用料金体系を変え、2分の1以上として利益が上がるようになれば、福祉の考えが薄れていくだろう。

運転者

利用対象者の多くは、福祉移送の制度を知らない。PR 不測である。自治体が真剣に取り組んでいかなければならない。

一般参加者

行政の広報には限りがある。まず、法人として PR することが第一で、近隣の病院などに PR することが大事である。

利用者が増えた場合、輸送できるのか。問題がある。

まとめ

A 班

利用者の方は、満足しておられる。

議論となったのは、経済的な問題で利用されていることで、県南と県北では事情が違っている。

利用者、事業者、運輸局、自治体に温度差がある。

B 班

高齢運転者の認知症検査が行われ、免許を返納される方が増えてくると対応できない。今後どうするのか。

福祉移送のことを知らない方が多く、登録者の中でも利用者は少なく、今後 PR が必要である。

行政で PR してほしい。現状では利用者が増えると対応できない。

事業者自身が PR することが先決で、そこから今後が見えてくる。

車両の後ろにも「福祉移送」の表示することによって、安心して運転でき PR にもなる。

対価は、必要な経費が確保されないと事業が継続できない。

鳥取市においては、福祉移送の立ち上げの支援が始まっている。

介護保険サービスを受ける中で福祉移送を進められ利用しているが、介護タクシー、福祉移送の両方を利用するつなぎを取っている。

ワークショップ 報告書 A 班

平成 21 年 1 月 25 日（日）10：40 － 11：40

進行・記録：高山

参加者 11 名（順不同・敬称略）

NPO きらめき広場、備中県民局、NPO 倉敷ライフケア

NPO かめかめ福祉移送 長寿会、にいみクリニック

泉学園、利用者

利用者の方の意見

- ・現在通院の時に利用させて頂いているが、短い距離にも関わらず、親切にして頂き、大変満足しています。ありがたいです。

制度に関する意見

- ・福祉有償運送の制度自体が限界に来ているのではないだろうか？
（自立支援法や介護保険法に含めていかないと発展しない？）
- ・行政側は福祉有償運送には消極的である。
- ・年金生活ではタクシーが利用できないので、移動の問題を根本的に考え直す必要がある。
- ・タクシー券が交付されれば解決できる問題では無い。
- ・登録対象者をもっと明確にすべきではないだろうか？
- ・タクシーや公共交通機関を利用できない人を本来は自治体が何とかすべきである。
- ・県民局によって登録できる対象者の範囲の違いがある。

運行の現状

- ・ケアマネから相談が来るが受けれないのが現状。（事業所の車両が 1 台しかない）
- ・実際には、経済的な理由で利用している方も実際にいる。
- ・県北では、サービス自体が乏しいのでやらざるを得ない。
- ・実際に福祉有償運送によって引きこもらずに社会参加出来ている方もいるので、特区からやってきた実績は評価すべきである。